

	歯科医師 安慶田さおり 釜石・紀州造林		朝倉久美子 高橋識志	気仙沼・すばーく気仙沼 角田・旧角田女子高	
20日 金	医師 美作宗太郎 水上創 歯科医師 山本伊佐夫	大船渡・旧矢作小 釜石・紀州造林 宮古・千徳体育館	医師 的場光太郎 永井智紀 朝倉久美子 高橋識志	南三陸・ベイサイドアリーナ 気仙沼・すばーく気仙沼 角田・旧角田女子高 石巻・旧石巻青果市場	医師 高塚尚和 矢島大介 南相馬 相馬
21日 土	医師 美作宗太郎 水上創 歯科医師 山本伊佐夫	宮古・千徳体育館 釜石・紀州造林 釜石・紀州造林	医師 的場光太郎 永井智紀 朝倉久美子 高橋識志	角田・旧角田女子高 石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ 気仙沼・すばーく気仙沼	医師 支倉逸人 高田綾 南相馬 相馬
22日 日	医師 美作宗太郎 水上創 歯科医師 山本伊佐夫	大船渡・旧矢作小 釜石・紀州造林 釜石・紀州造林	医師 的場光太郎 永井智紀 朝倉久美子 高橋識志	角田・旧角田女子高 石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ 気仙沼・すばーく気仙沼	医師 支倉逸人 高田綾 相馬 南相馬
23日 月	医師 美作宗太郎 水上創 歯科医師 山本伊佐夫	釜石・紀州造林 宮古・千徳体育館 宮古・千徳体育館	医師 的場光太郎 永井智紀 朝倉久美子 高橋識志	石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ 気仙沼・すばーく気仙沼 角田・旧角田女子高	医師 支倉逸人 高田綾 相馬 南相馬
24日 火	医師 美作宗太郎 水上創 歯科医師 山本伊佐夫	釜石・紀州造林 大船渡・旧矢作小 大船渡・旧矢作小	医師 那谷雅之 阿部俊太郎 森晋二郎	角田・旧角田女子高 石巻・旧石巻青果市場 気仙沼・すばーく気仙沼	医師 支倉逸人 高田綾 南相馬 相馬
25日 水	医師 美作宗太郎 水上創 歯科医師 山本伊佐夫	宮古・千徳体育館 大船渡・旧矢作小 大船渡・旧矢作小	医師 那谷雅之 阿部俊太郎 森晋二郎	石巻・旧石巻青果市場 気仙沼・すばーく気仙沼 角田・旧角田女子高	医師 支倉逸人 高田綾 相馬 南相馬
26日 木	医師 古宮淳一 増田智樹 歯科医師 大谷真紀	釜石・紀州造林 宮古・千徳体育館 宮古・千徳体育館	医師 那谷雅之 阿部俊太郎 森晋二郎	気仙沼・すばーく気仙沼 石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ	医師 支倉逸人 高田綾 南相馬 相馬
27日 金	医師 古宮淳一 増田智樹 歯科医師 大谷真紀	釜石・紀州造林 大船渡・旧矢作小 釜石・紀州造林	医師 那谷雅之 阿部俊太郎 森晋二郎	角田・旧角田女子高 気仙沼・すばーく気仙沼 石巻・旧石巻青果市場	医師 主田英之 寺沢浩一 南相馬 相馬
28日 土	医師 古宮淳一 増田智樹	宮古・千徳体育館 釜石・紀州造林	医師 那谷雅之 阿部俊太郎		医師 主田英之 寺沢浩一 相馬 南相馬

	歯科医師	大谷真紀	釜石・紀州造林		森晋二郎			
29日	医師	古宮淳一	大船渡・旧矢作小	医師	那谷雅之		医師	主田英之 南相馬
日		増田智樹	釜石・紀州造林		阿部俊太郎			寺沢浩一 相馬
	歯科医師	大谷真紀	大船渡・旧矢作小		森晋二郎			
30日	医師	古宮淳一	宮古・千徳体育館	医師	大島徹	石巻・旧石巻青果市場	医師	主田英之 相馬
月		増田智樹	釜石・紀州造林		林紀乃	気仙沼・すばーく気仙沼		寺沢浩一 南相馬
	歯科医師	大谷真紀	宮古・千徳体育館					
31日	医師	古宮淳一	大船渡・旧矢作小	医師	大島徹	気仙沼・すばーく気仙沼	医師	主田英之 南相馬
火		増田智樹	宮古・千徳体育館		林紀乃	石巻・旧石巻青果市場		寺沢浩一 相馬
	歯科医師	大谷真紀	宮古・千徳体育館					
6月			岩手県			宮城県		福島県
		氏名	場所		氏名	場所		氏名 場所
1日	医師	浅岡千歩	大船渡・旧矢作小	医師	大島徹	石巻・旧石巻青果市場	医師	主田英之 相馬
水		大島徹	釜石・紀州造林		林紀乃	南三陸・ベイサイドアリーナ		寺沢浩一 南相馬
	歯科医師	勝村聖子	釜石・紀州造林					
2日	医師	浅岡千歩	大船渡・旧矢作小	医師	大島徹	気仙沼・すばーく気仙沼	医師	竹下治男 南相馬
木		大島徹	宮古・千徳体育館		林紀乃	石巻・旧石巻青果市場		
	歯科医師	勝村聖子	大船渡・旧矢作小					
3日	医師	浅岡千歩	大船渡・旧矢作小	医師	大島徹	石巻・旧石巻青果市場	医師	竹下治男 南相馬
金		大島徹	釜石・紀州造林		林紀乃	南三陸・ベイサイドアリーナ		
	歯科医師	勝村聖子	釜石・紀州造林					
4日	医師	浅岡千歩	宮古・千徳体育館	医師	大島徹	石巻・旧石巻青果市場	医師	竹下治男 南相馬
土		大島徹	大船渡・旧矢作小		林紀乃	気仙沼・すばーく気仙沼		
	歯科医師	勝村聖子	宮古・千徳体育館					
5日	医師	浅岡千歩	釜石・紀州造林	医師	宮石智	南三陸・ベイサイドアリーナ	医師	竹下治男 南相馬
日		大島徹	大船渡・旧矢作小		菊地洋介	石巻・旧石巻青果市場		
	歯科医師	勝村聖子	大船渡・旧矢作小					
6日	医師	浅岡千歩	釜石・紀州造林	医師	宮石智	石巻・旧石巻青果市場	医師	竹下治男 南相馬
月		大島徹	大船渡・旧矢作小		菊地洋介	気仙沼・すばーく気仙沼		
	歯科医師	勝村聖子	釜石・紀州造林					
7日	医師	早川秀幸	大船渡・旧矢作小	医師	宮石智	石巻・旧石巻青果市場		
火	歯科医師	咲間彩香	大船渡・旧矢作小		菊地洋介	南三陸・ベイサイドアリーナ		

8日 水	医師 歯科医師	早川秀幸 咲間彩香	釜石・紀州造林 釜石・紀州造林	医師	宮石智 菊地洋介	気仙沼・すばーく気仙沼 石巻・旧石巻青果市場
9日 木	医師 歯科医師	早川秀幸 咲間彩香	釜石・紀州造林 釜石・紀州造林	医師	宮石智 菊地洋介	石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ
10日 金	医師 歯科医師	早川秀幸 咲間彩香	大船渡・旧矢作小 大船渡・旧矢作小	医師	宮石智 菊地洋介	石巻・旧石巻青果市場 気仙沼・すばーく気仙沼
11日 土	医師 歯科医師	早川秀幸 咲間彩香	釜石・紀州造林 釜石・紀州造林	医師	宮下奈緒 矢島大介	石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ
12日 日	医師 歯科医師	早川秀幸 咲間彩香	宮古・千徳体育館 宮古・千徳体育館	医師	宮下奈緒 矢島大介	気仙沼・すばーく気仙沼 石巻・旧石巻青果市場
13日 月	歯科医師	高橋雅典	釜石・紀州造林	医師	宮下奈緒 小林勝正	南三陸・ベイサイドアリーナ 石巻・旧石巻青果市場
14日 火	歯科医師	高橋雅典	釜石・紀州造林	医師	宮下奈緒 小林勝正	石巻・旧石巻青果市場 気仙沼・すばーく気仙沼
15日 水	歯科医師	高橋雅典	釜石・紀州造林	医師	宮下奈緒 小林勝正	石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ
16日 木	歯科医師	高橋雅典	大船渡・旧矢作小	医師	宮下奈緒	石巻・旧石巻青果市場
17日 金	歯科医師	高橋雅典	大船渡・旧矢作小	医師	小林晶	石巻・旧石巻青果市場
18日 土	歯科医師	高橋雅典	大船渡・旧矢作小	医師	小林晶 槇野陽介	気仙沼・すばーく気仙沼 石巻・旧石巻青果市場
19日 日	医師 歯科医師	高瀬泉 花岡洋一	大船渡・旧矢作小 大船渡・旧矢作小	医師	小林晶 槇野陽介	石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ
20日 月	医師 歯科医師	高瀬泉 花岡洋一	宮古・千徳体育館 宮古・千徳体育館	医師	小林晶 本村あゆみ	気仙沼・すばーく気仙沼 石巻・旧石巻青果市場
21日 火	医師 歯科医師	高瀬泉 花岡洋一	釜石・紀州造林 釜石・紀州造林	医師	小林晶 本村あゆみ	石巻・旧石巻青果市場 石巻・旧石巻青果市場
22日 水	医師 歯科医師	高瀬泉 花岡洋一	宮古・千徳体育館 宮古・千徳体育館	医師	小林晶 本村あゆみ	石巻・旧石巻青果市場 気仙沼・すばーく気仙沼
23日 木	医師 歯科医師	高瀬泉 花岡洋一	大船渡・旧矢作小 大船渡・旧矢作小	医師	高橋識志 清水恵子	石巻・旧石巻青果市場 気仙沼・すばーく気仙沼
24日	医師	高瀬泉	宮古・千徳体育館	医師	高橋識志	気仙沼・すばーく気仙沼

金	歯科医師	花岡洋一	宮古・千徳体育館	清水恵子	石巻・旧石巻青果市場
25日	医師	三浦雅布	釜石・紀州造林	医師	高橋識志
土	歯科医師	岡久美子	釜石・紀州造林	清水恵子	石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ
26日	医師	三浦雅布	宮古・千徳体育館	医師	高橋識志
日	歯科医師	岡久美子	宮古・千徳体育館	清水恵子	気仙沼・すばーく気仙沼 石巻・旧石巻青果市場
27日	医師	三浦雅布	釜石・紀州造林	医師	高橋識志
月	歯科医師	岡久美子	釜石・紀州造林	清水恵子	石巻・旧石巻青果市場 南三陸・ベイサイドアリーナ
28日	医師	三浦雅布	釜石・紀州造林	医師	高橋識志
火	歯科医師	岡久美子	釜石・紀州造林	清水恵子	気仙沼・すばーく気仙沼 石巻・旧石巻青果市場
29日	医師	三浦雅布	釜石・紀州造林	医師	引地和歌子
水	歯科医師	岡久美子	釜石・紀州造林	内ヶ崎西作	南三陸・ベイサイドアリーナ 石巻・旧石巻青果市場
30日	医師	三浦雅布	釜石・紀州造林	医師	引地和歌子
木	歯科医師	岡久美子	釜石・紀州造林	内ヶ崎西作	石巻・旧石巻青果市場 気仙沼・すばーく気仙沼
7月	岩手県			宮城県	
		氏名	場所	氏名	場所
1日	医師	金武潤	宮古・千徳体育館	医師	引地和歌子
金	歯科医師	篠田修	宮古・千徳体育館	内ヶ崎西作	気仙沼・すばーく気仙沼 石巻・旧石巻青果市場
2日	医師	金武潤	釜石・紀州造林	医師	引地和歌子
土	歯科医師	篠田修	釜石・紀州造林	内ヶ崎西作	石巻・上釜ふれあい広場 気仙沼・すばーく気仙沼
3日	医師	金武潤	釜石・紀州造林	医師	引地和歌子
日	歯科医師	篠田修	釜石・紀州造林	内ヶ崎西作	南三陸・ベイサイドアリーナ 石巻・旧上釜ふれあい広場
4日	医師	金武潤	釜石・紀州造林	医師	引地和歌子
月	歯科医師	篠田修	釜石・紀州造林	内ヶ崎西作	石巻・旧上釜ふれあい広場 気仙沼・すばーく気仙沼
5日	医師	金武潤	釜石・紀州造林		
火	歯科医師	篠田修	釜石・紀州造林		
6日	医師	金武潤	釜石・紀州造林		
水	歯科医師	篠田修	釜石・紀州造林		

名古屋市立大学  
青木 康博 殿

## 委 嘱 状

特定非営利活動法人  
日本法医学会理事長  
中園 一郎

平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東北地方太平洋沖地震に伴う災害につき、岩手警察本部長による平成 23 年 3 月 13 日付の検案医等の派遣依頼状に基づき災害時検案支援医師を委嘱する。委嘱期間は平成 23 年 4 月 7 日より平成 23 年 4 月 14 日まで。

具体的な活動内容の詳細は、以下の通り。

業務内容：死体の検案。

派遣先：岩手県沿岸警察署の管内被災現場。

派遣期間：平成 23 年 4 月 7 日より平成 23 年 4 月 14 日まで。

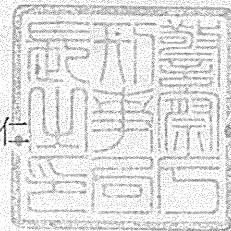
以 上

平成 23 年 4 月 4 日

警察庁丙捜一発第 55 号  
平成 23 年 3 月 15 日

日本法医学会理事長 中園 一郎殿

警察庁刑事局長 金高 雅仁



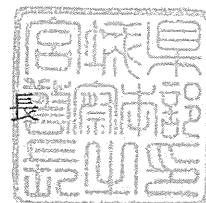
平成 23 年東北地方太平洋沖地震における医師の確保について（依頼）

平成 23 年 3 月 11 日発生した東北地方太平洋沖地震における多数死体の見分のため、医師の確保について協力をいただきたく、依頼いたします。  
なお、詳細は別途協議させていただきます。

平成23年3月13日

日本法医学会理事長  
中園 一郎 殿

宮城県警察本部長



検案医等の派遣依頼について

当県において、平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震に伴う災害につき、多数死体の検案及び身元確認のため、

法医学医師10名

法歯学医師10名

の派遣を頂きたく、依頼いたします。

派遣先は、宮城県各警察署管内の被災現場となります。

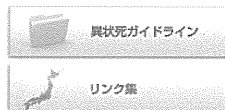
HOME &gt; 震災支援活動 &gt; 報告関連 &gt; エントリーメールのフォーマット

## 震災支援活動

東日本大震災のお見舞い

報告関連

災害時死体検案支援の検証



サイトマップ

このサイトについて

## エントリーメールのフォーマット

今回の地震・津波に伴う災害についての検案支援体制は、原則的に日本法医学会「大規模災害・事故時の支援体制に関する提言（1,409KB）」に基づいて行っております。

人的支援に応募される先生は、メールに下記のフォーマットに沿って記載され、自分が所属する各地区の代表に送って下さい（下記参照：複数名の記載がある地区は、全員に送って下さい）。日本法医学会事務局に送られますと、登録が遅れる可能性がありますのでご注意ください。

なお、今回の人的支援に関して、3月15日付で警察庁刑事局長名で死体検分のための医師確保の依頼文書がでております。応募された先生に派遣をお願いする場合は、

1. 警察庁刑事局長から学会に対する支援の依頼状の写し
2. 派遣先の県警局長からの学会に対する医師派遣の依頼状の写し

を添えて、学会理事長からの委嘱状（災害時死体検案支援医師、または歯科医師）を郵便およびメールでお送りしています。派遣当日に書類が間に合わない状況ですので、勤務先で出張申請等を行う場合は、以上の文書があるという前提で手続きをお進め下さるようお願い申し上げます。

メール件名：[死体検案支援] エントリー（医師・歯科医師）（xx地区）名前

メール本文：

災害時死体検案（医師・歯科医師）XX地区にエントリーします。

- ・氏名（読み仮名）
- ・勤務先
- ・資格（医師免許、歯科医師免許、死体検案認定医、死体解剖認定医など）
- ・検案経験
- ・対応可能期間（分かる範囲で）
- ・メールアドレス
- ・緊急連絡
- ・自宅住所
- ・自宅電話番号
- ・その他

送付先：

東北・北海道地区：岩瀬博太郎、青木康博、舟山真人各理事

関東地区：岩瀬博太郎、吉田謙一各理事

中部地区：山内春夫理事

近畿地区：玉木敬二理事

中国・四国地区：橋本良明理事

九州地区：池田典昭理事

このページのトップへ



氏名	
所属	

別シートの4月、5月のカレンダーを確認の上、参加可能な日程に、○を付けて下さい。  
 なお、薄い色帯の日程が、死体検案に当たる日で、濃い色の日は、移動日となります。  
 派遣に必要な人数は、現地の状況で変化するため、対策本部で登録者の中から調整致します。

	岩手県	宮城県	福島県
第1期			
第2期			
第3期			
第4期			
第5期			
第6期			
第7期			
第8期			
第9期			
第10期			
第11期			
第12期			
第13期			
第14期			

日本法医学会理事長  
災害時死体検案支援対策本部長  
中園一郎殿

災害時死体検案支援活動終了報告書

災害時死体検案支援活動を終了いたしましたので下記のとおり報告いたします。

記

氏名：青木康博  
種別：災害時死体検案支援医師  
所属（役職）： 名古屋市立大学（教授）

活動実績

1. 派遣班集合・解散日（所属地出発・帰着日）： 2011年4月7日～4月14日（2011年4月7日～4月13日）
2. 検案・検歯活動実施日：2011年4月8日～4月13日
3. 派遣場所： 岩手県
4. 検案・検歯実施件数：（分かる範囲で結構です。）37件
5. 有害事項の有無：なし
6. その他：

以 上

平成23年 4月 8日



事 務 連 絡

平成23年3月17日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

### 死体検案書の作成に関する留意事項について

今回の東北地方太平洋沖地震に係る死体検案に関し、死体検案書の作成に関する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方願います。

### 記

医師法上、死体検案書には、死亡者の氏名、生年月日及び性別、死亡の年月日時分、死亡の場所及びその種別、死亡の原因となった傷病の名称等を所定の様式に記載すること（医師法施行規則第20条）とされているところであるが、今回の東北地方太平洋沖地震に係る死体検案書の作成に当たっては、「死亡したとき」、「死亡したところ」、「直接死因」、「死因の種類」等、必要最小限の記載で差し支えないので、関係県警察と適切な連携を図り、遺体の検案の迅速化に努められたい。

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 ⑤ 日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

死体検案書の作成に関する留意事項について（その2）

今回の東日本大震災に係る死体検案については、「死体検案書の作成に関する留意事項について」（平成 23 年 3 月 17 日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡。以下「事務連絡」という。）により死体検案書の作成に関する当課の考え方を示したところであるが、今般、その他の留意事項を下記のとおりお示しするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

記

医師法上、死体検案書には死亡者の氏名を所定の様式に記載すること（医師法施行規則第 20 条）とされているところであるが、今回の東日本大震災に係る死体検案書の作成に当たり、身元不詳の遺体を検案した際には、氏名等が不詳の場合には、当該記載欄に「不詳」と記載する等、記載漏れではない旨を明確にしていきたいこと。

事 務 連 絡

平成23年4月18日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

死体検案等の実施に関する留意事項について

今回の東日本大震災に係る死体検案については、「死体検案書の作成に関する留意事項について」（平成23年3月17日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）及び「死体検案書の作成に関する留意事項について（その2）」（平成23年4月5日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）により、死体検案書の作成に関する留意事項を示したところである。

今般、上記の事務連絡の他、死体検案等の実施に当たり留意いただきたい事項を下記のとおりお示しするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方願いする。

記

(1) DNA型鑑定資料の採取について

平成23年4月15日付けで、警察庁から警視庁及び各道府県警宛て以下の内容の事務連絡が発出されているので、死体検案の実施に当たり、

御留意願いたい。

#### 【警察庁の事務連絡の内容】

東日本大震災による犠牲者の身元確認について、これまでは所持品や身体特徴を優先して行ってきた。しかし、東日本大震災発生から相当期間が経過していることから、今後、発見・収容される死体については、腐乱等により顔や身体特徴からの身元確認及び指・掌紋の採取、歯型の採取が困難となり、DNA型鑑定以外には身元確認が不可能な場合もあると考えられる。毛髪、心臓血、爪、歯、骨によってDNA型鑑定を行う場合には、その資料採取に当たって、穿刺、切開等の死体に対する最小限の侵襲行為は不可避である。

そこで、東日本大震災によることが明らかな非犯罪死体であって、他に身元確認の方法がないため医師又は歯科医師に依頼してDNA型鑑定に必要な資料を採取する場合に、医師又は歯科医師により、やむを得ず行われる死体に対する侵襲行為は、それが解剖にわたらない程度の行為であり、かつ、個々の死体の状況に応じ必要最小限度の行為として行われるものであれば、刑法（明治40年法律第45号）第35条にいう正当業務行為に該当すると解されることから、このような死体からの資料採取を医師又は歯科医師に依頼する場合には、その旨留意ありたい。

#### (2) 死亡診断書又は死体検案書の作成に係る留意事項について

今回の東日本大震災に関連する死亡者の診断又は検案を行った医師は、死亡診断書又は死体検案書の作成に当たっては、死亡者の氏名の記載欄に「㊟」と記載していただきたいこと。

なお、既に作成された死亡診断書又は死体検案書については、「㊟」と追記いただく等の特段の対応は必要ないので留意されたいこと。



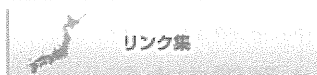
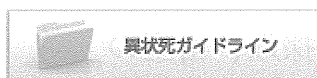
HOME > 震災支援活動 > 災害時死体検案支援の検証 > 1. 検証の経過および内容

## 震災支援活動

東日本大震災のお見舞い

報告関連

災害時死体検案支援の検証



サイトマップ

このサイトについて

## 1. 検証の経過および内容

1. 厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「激甚災害時における死体検案体制の整備および運用に関する研究」第1回班会議  
（2011年11月26日（土曜日）開催）
  - [事項書](#) (📄 10KB)
2. 第1回 若手派遣者の報告と討論の会  
（2012年2月12日（日曜日）開催）
  - [開催通知](#) (📄 96KB)
  - [大島先生](#) (📄 265KB) 🔒
  - [大谷先生](#) (📄 271KB) 🔒
  - [二宮先生](#) (📄 2998KB) 🔒
  - [林崎先生](#) (📄 892KB) 🔒
  - [舟山先生](#) (📄 244KB) 🔒
3. 第2回 若手派遣者の報告と討論の会  
（2012年3月4日（日曜日）開催）
  - [開催通知](#) (📄 153KB)
  - [臼元先生](#) (📄 2218KB) 🔒
  - [小澤先生](#) (📄 102KB) 🔒
  - [高瀬先生](#) (📄 208KB) 🔒
  - [池松先生](#) (準備中)
  - [岡先生](#) (📄 4217KB) 🔒
4. [派遣活動報告書](#)（宮城県第4,11,19期） (📄 2058KB) 🔒

🔒 は学会員専用です。[パスワードについてはこちら。](#)

[このページのトップへ](#)



厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
分担研究報告書

東日本大震災が顕在化した，大規模災害時における歯からの身元確認  
にかかわる課題について

研究分担者 小室歳信 日本大学歯学部法医学教室 教授

研究要旨

これまで我が国は，数々の大規模災害を経験し，たくさんの尊い命を犠牲にしてきたが，幸いにも検視・検案・身元確認は1カ所の施設で行われ，そこに様々な関係者と生前の対照資料が集められたことなどが功を奏し，ほぼ全員の確認が為されている。東北地方太平洋沿岸部を襲った東日本大震災はこれまでの経験則から構築されてきたリスクマネジメントを一蹴してしまうほど想定外だった。しかし，日本法医学会は，平成7年に発生した阪神・淡路大震災の経験から策定した提言を基に，直ちに死体検案支援対策本部を設置し，身元確認に資する日本法医学会会員・歯科医師31人，延べ60人を被災地へ出動させた。地震のあとに発生した大津波で家屋が倒壊・流出したために，指掌紋やDNA鑑定のための対照資料の入手はほとんど不可能になり，歯科の診療情報も診療所の倒壊に伴い，入手は困難を極めたものの，関係各位のご尽力により身元確認率が98%に達したことは国際的にも比類無きことである。発災後のクライシスマネジメントはおおよそ果たされた感がある。

一方，多くの災害を経験してきたことから，この度の震災のような事態に至ったとき，対照資料の収集は困難を極めることが認識できていたにもかかわらず，対策は講じられてこなかったことも事実である。日本は地震大国である。つぎの震災がいつ発生するかは予測つかないが，この度の震災で顕在化した数々の課題，とくに生前の診療情報のデータベース化，データベース化された情報のディザスタリカバリの構築，歯科所見の照合検索ソフトの作成などについては早急に検討し，災害に耐え得るリスクマネジメントを構築することが喫緊の課題である。

**A. 研究目的**

これまでの大規模災害の経験から構築された歯科所見からの身元確認にかかわるリスクマネジメントおよび東日本大震災発災後の日本法医学会会員・歯科医師のクライシスマネジメントを振り返り，さらに本震災における人的被害状況および身元確認支援活動状況について，被災地へ派遣された31人・延べ60人に対して行ったアンケート調査を基に，顕在化された課題について検証し，今後，発災が予測される震災に備えるためのリスクマネジメントの構築

に資することを目的に本研究を行った。

**B. 研究方法**

1) 資料

資料は，2011年3月から同年7月までの間に，岩手県，宮城県および福島県における東日本大震災被災者の身元確認作業のために派遣された，日本法医学会所属の歯科医師31名を対象として実施したアンケートの回収結果を基とした。また，岩手・宮城・福島3県の歯科医師会事務局および3県の警察本部刑事部科学捜査研究所・同鑑識課を調査研究のために訪問し，人

的な被災状況と身元確認の状況について聞き取り調査を行った。

(倫理面への配慮)

アンケート調査は任意・無記名であり、文書にて趣旨を説明し、厚生労働科学特別研究事業の一環として行うことを示して実施した。

### C. 研究結果および考察

超巨大地震 M9.0 が、2011 年 3 月 11 日、太平洋三陸沖で発生し、その後まもなく巨大津波が東北地方太平洋沿岸部を襲撃した。日本法医学会は直ちに理事長を本部長とする死体検案支援対策本部を設置し、会員に対して検案医と身元確認に資する歯科医師の募集を開始した。

岩手・宮城・福島県警察本部からの要請を受け、3 月 12 日から 6 月 30 日までの間にそれぞれの被災地へ派遣された歯科医師は 31 人、延べ 60 人に達した。歯科医師は最低限の資器材を携行し被災地へ出動したものの、口腔検査は難渋した。

日本法医学会は、2010 年 1 月から 2011 年 4 月まで毎月 1 回警察庁で行われていた「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」に参画していたことで、当時警察庁との連携がより密であったこともあり、発災当初から支援活動は円滑に行われた。また一方では、発災時は年度末の春休みの頃だったこともあり、医学系および歯学系大学において法医学を専攻する研究者が出動することは比較的容易であったことも功を奏したと言える。しかし、新学期が始まるとともに、出動には少しく制限が加えられるようになる。

我が国は、この数十年の間に航空機墜落事故、列車脱線事故および大地震など、数々の大規模災害を経験してきた。被害はいずれも甚大であったが、幸いにも集中的な災害であり、とくに航空機災害では 1 ヶ所の検案所に多数の歯科医師が出動し、対照資料をもとに照合作業が行われたことから、身元確認は比較的短期間で終了している。

ところが、この度の震災ではこれまでとは様

相が一変した。大地震のあとの大津波が街全体を呑み込んでしまったために、身元確認のための対照資料が流失してしまったのである。ご遺体の大半は身元不明になるかと危惧されたが、警察や自衛隊さらには歯科医師会など各関係方面のご尽力により 2012 年 5 月 16 日現在でおよそ 98% の方々の身元が判明したことは世界的にも比類なきことで、高く評価されよう。警察庁の発表によれば、人相・着衣・所持品等で 89% の身元が判明する中、身元確認の三種の神器と目される指掌紋・DNA・歯科所見のうち、歯科所見で確認された身元不明死体は 7.6% (2012 年 3 月 12 日現在) に達しており、歯科所見の有用性が高く評価されている。

この度の震災は、これまでに経験してきた大規模災害を基に検討・構築してきたリスクマネジメントでは立ち行かないことを警告してくれた。また、日本法医学会に所属する歯科医師が対応したクライシスマネジメントの適否についても明示してくれた。さらには、この震災を基に、今後発生が予測されている大地震・大津波災害発生の際に歯科所見からの身元確認にかかわるリスクマネジメントについて検討する機会を与えてくれたと思われる。多くの犠牲者に報いるために、そして死者全員の身元確認が為されるよう、東日本大震災の些事にわたる検証が、今、求められている。

### これまでの大規模災害の経験を基に構築されたリスクマネジメント

#### ■警察歯科医会等の出動態勢

日本法医学会に所属する歯科医師は数十名であり、決して多くはない。岩手・宮城・福島 3 県にわたる広大な地域への支援の体制づくりはきわめて至難である。事実、支援活動に出動した歯科医師は 31 人で、延べ 60 人に過ぎない(後述)。したがって、全国の警察歯科医をはじめとする各県歯科医師会に所属する歯科医師の出動が期待され、そしてこのようなことは想定のうち、各歯科医師会では準備が整えられてきたところでもある。

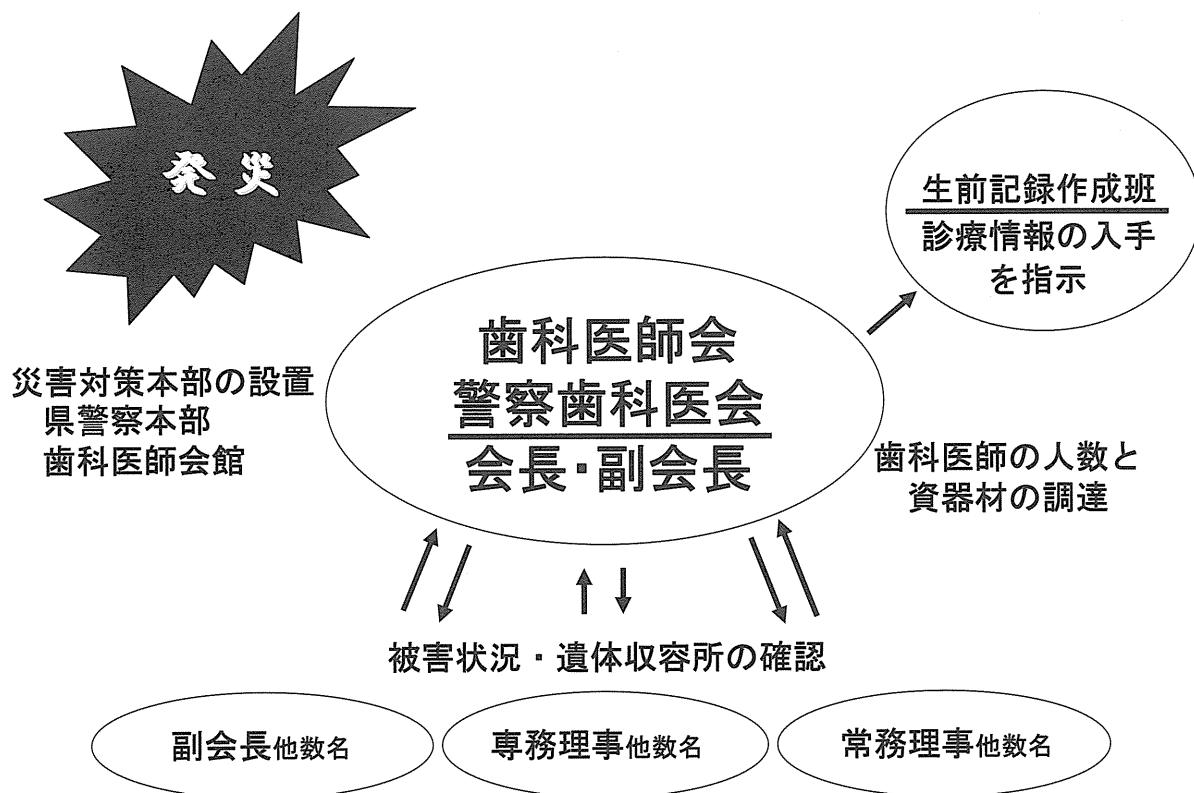


図 1. 都道府県歯科医師会の出動態勢

歯科医師会や警察歯科医会の会長は、各県歯科医師会館に設けられた対策本部に固定化され、様々に入手される情報の整理、県警本部や日本歯科医師会との情報交換、そして人員や資器材の調達に時間を割かれることになる。したがって、歯科医師会の役員を代表とする数人で構成された幾つかのグループが先遣隊として各地へ出動し、情報を対策本部へ挙げるのがきわめて重要である（図 1）。また一方では、生前記録作成班に対し、診療情報の収集方について指示を出すことを忘れてはならない。

筆者は地震が発生した 3 月 11 日の午後 5 時頃に警察庁から先遣隊としての出動要請を受けた。先遣隊と聞いたとき、各地を廻って被害状況や遺体収容所の確認等、情報を集める立場にあるのだろうと、勝手に解釈してしまっていた。ところが、岩手県警察本部からは陸前高田市において検案・検屍を行うよう要請があり、少しく首を傾げたことを記憶している。この度の震災では、先遣隊としての情報収集に課題を残したといえなくもない。せめて発災後の一兩日く

らいは情報収集に充ててもよかったのではないかと思えてならない。一方、情報を収集できたとしても、今回の震災では津波によって市街地が壊滅状態になったために携帯電話が不通であった。通話できない場合でもメールは使えるからとのことで携行するようになったが、それもままならず、愕然とした。このインフラの整備は電力や上下水道の復旧とも併せて行政側をお願いするしか手立てはないが、この復旧が歯科所見からの身元確認の成否を大きく左右することになると言っても過言ではない。各検案所で検案・検屍にあたった医師・歯科医師においては独自の判断による対応が求められ、難儀したことも少なからずあったものと推察される。

#### ■身元確認のための歯科法医班の編制

我が国はこれまでに数々の大規模災害を経験してきたために、犠牲者の歯科所見からの身元確認については完璧とは言えないまでもリスクマネジメントは構築された感があった。すなわち、歯学系大学 29 校において講座等の研究機関を有する大学は 6 校に留まるものの、各県の

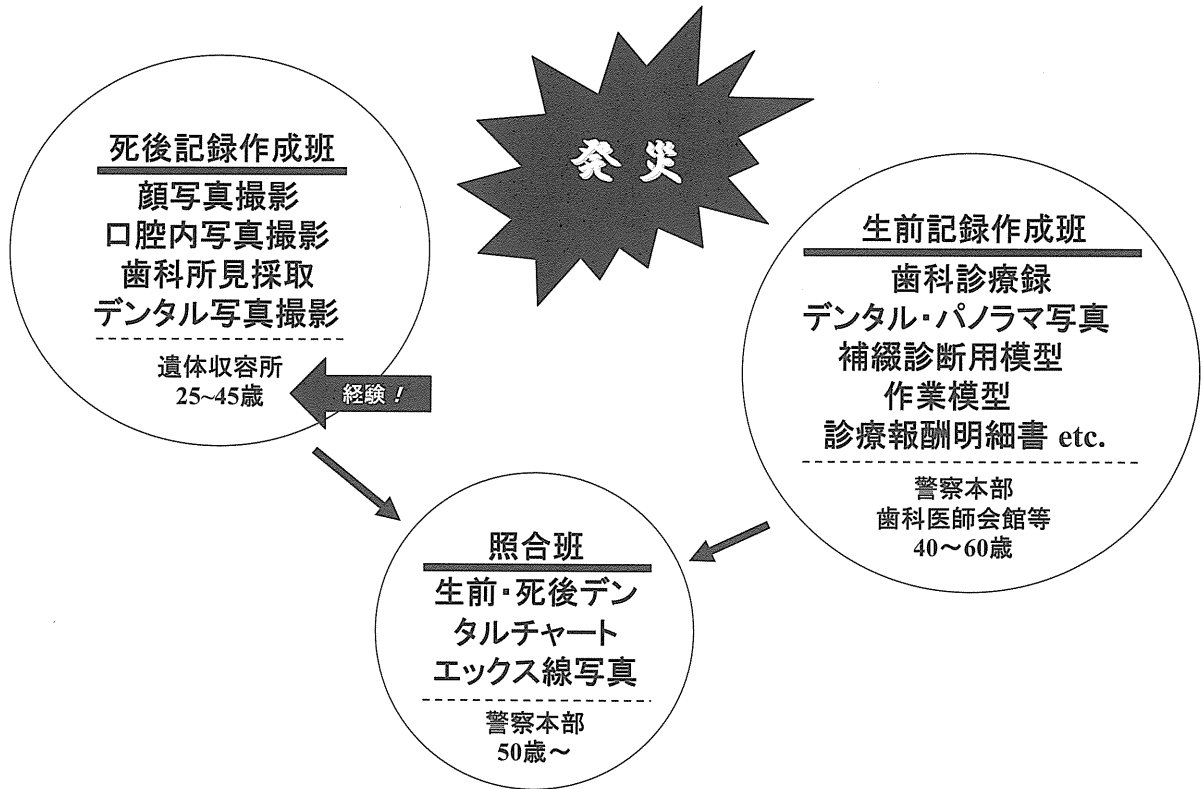


図 2. 身元確認・歯科法医班の編制

歯科医師会においてはいわゆる警察歯科医会が組織され、毎年、県警察本部刑事部鑑識課との合同研修会や身元確認実地訓練を開催してきた。災害時のマニュアルを作成し、資器材や出動可能な人員名簿を整備するなど、有事の際に備えてきたのである。

歯科の身元確認班はご遺体から歯科所見を採取し、口腔内写真および歯のエックス線写真を撮影し、死後のデンタルチャートを作成する死後記録作成班、生前の歯科診療録やエックス線写真などの診療情報を収集し、生前のデンタルチャートを作成する生前記録作成班および生前と死後のデンタルチャートとエックス線写真等により身元を特定する照合班から構成されている(図2)。

これまで著者は、歯科所見採取時は歯科医師2人が一組になり、所見を採取する者と記録する者、さらにその立場を換えて言い間違い・聞き間違い・書き間違いを点検する、いわゆるダブルチェック方式の採用を学生教育や歯科医師会主催による研修会で徹底してきた。しかし、

この度の震災では遺体の数が想定を超え時間的余裕がないことから、所見欄の記載に誤りが多く認められたために、第三者の眼によるチェックの必要性を痛感した。すなわち、歯科法医班は一組3人以上体制が望ましいと思われた。また、死後記録作成班は遺体収容所に向いて作業を行うために、25~45歳の比較的若手の歯科医師が出動することが望ましい、と教示してきた。ところが、この度の震災で必ずしも若手が良いわけでもないことが顕在化した(後述)。

生前記録作成班は診療情報を県警察本部あるいは歯科医師会館に収集し、平時の状態と同様にデンタルチャートを作成することが可能である。診療録はその多くが紙媒体であるために、判読し難い文字あるいは個人的に使用している用語や略号などがあるために解読には時間を要する場合もある。その班編制には歯科診療歴の豊富な40~60歳の先生方によって組織されることが有利とも考えられる。

そして、照合班は死後および生前のデンタルチャートとエックス線写真の比較・検討により、